

## 国民健康保険料の算定誤りについて

堺市では、令和 4 年 6 月 6 日（月）に、令和 4 年度の国民健康保険料納額通知書を送付していましたが、堺市国民健康保険料の算定において、保険料の賦課対象となる所得のうち「雑所得」の取扱いに誤りがあり、一部の世帯について本来の保険料とは異なる保険料額で算定し、通知していたことが判明しました。

対象となる市民の皆様にはご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。算定に誤りのあった方には、後日、個別に文書でお知らせいたします。

今後、このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。

### 1 発覚経緯

- ・令和 4 年 6 月 9 日（木）に、本市が同月 6 日（月）に送付した令和 4 年度国民健康保険料納額通知書を受け取った市民から、保険料の額が過少ではないかとの問い合わせが西区及び美原区保険年金課にありました。
- ・直ちに国民健康保険課で原因等の調査を実施したところ、当該世帯に加え、複数世帯の保険料算定過程における「雑所得」の計算に誤りが生じていることが判明しました。

### 2 算定誤り世帯数・額

	増額となる世帯	減額となる世帯	合計
世帯数	794 世帯	23 世帯	817 世帯
最大金額	962,629 円	142,590 円	－
最小金額	56 円	8 円	－
合計金額	65,446,381 円	742,172 円	66,188,553 円

### 3 原因

- ・保険料の賦課対象となる所得は、「事業所得」や「給与所得」等、各所得の合計額で算出しています。このうち雑所得については、「雑所得（公的年金等）」、「雑所得（その他）」があります。
- ・令和 2 年度の税制改正に伴い、「雑所得（その他）」が細分化され、新たに「雑所得（業務）」が設けられました。
- ・令和 4 年度保険料の算出の際、本来、「雑所得（その他）」と「雑所得（業務）」を合計しなければならないところ、「雑所得（業務）」の額を合計せずに算定したため、誤りが生じたものです。
- ・本市職員及びシステム運用保守委託業者は税制改正の情報については共有していたものの、税部門から提供されているデータには、「雑所得（その他）」の額に「雑所得（業務）」の額が含まれていると誤認していたものです。

#### 4 今後の対応

- ・保険料の算定に誤りのあった方に対し、謝罪文を同封のうえ、正しく算定した保険料額の通知書及び納付書を送付します。既に納付済みの方については、差額分の納付書発行や還付等の対応をいたします。

#### 5 再発防止策

- ・今回の事案は情報提供部門からのデータ連携の仕様を誤認したものであるため、今後は制度改正時に、情報提供部門からの仕様変更内容について、委託業者も参加し詳細な確認協議する場を新たに設けることにより誤認を防ぎます。
- ・想定外のエラーを防ぐため、通常行っている制度改正を観点とした網羅的チェックに加え、データ全体の整合性チェックを必ず行うことにより、再発防止を徹底いたします。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 電 話：072-228-7522 ファックス：072-222-1452
----------------------------	---